

「もんじゅ」廃止措置現地対策チームの設置について

（平成29年 5 月25日
関係省庁申合せ）

1. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」につき、「「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針」（平成28年12月21日原子力関係閣僚会議決定）を踏まえ、その廃止措置が安全かつ着実に実施されていることを現場で確認し、必要な対応を行うため、「もんじゅ」廃止措置現地対策チーム（以下「現地対策チーム」という。）を設置する。
2. 現地対策チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
チーム長 文部科学省研究開発局もんじゅ廃止措置対策監
構 成 員 内閣官房、内閣府、文部科学省及び経済産業省の担当者
3. 現地対策チームの庶務は、経済産業省の協力を得て、文部科学省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、現地対策チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長が定める。

(参考)

「もんじゅ」廃止措置現地対策チームの構成員について（平成 29 年 5 月 25 日現在）

チー ム 長 文部科学省研究開発局もんじゅ廃止措置対策監

構 成 員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）

文部科学省研究開発局研究開発戦略官（新型炉・原子力人材育成担当）

文部科学省研究開発局敦賀原子力事務所長

文部科学省研究開発局敦賀原子力事務所長代理（2 名）

文部科学省研究開発局敦賀原子力事務所長補佐

経済産業省資源エネルギー庁長官官房原子力技術戦略総括研究官

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課長

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課若狭地域担当官事務所長